

原安防発 第15号

2022年7月1日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力安全・技術部門統括
佐藤 拓

高浜発電所および大飯発電所原子力事業者防災業務計画の
社内組織改正の施行について

高浜発電所および大飯発電所原子力事業者防災業務計画（2022年6月24日届出）
の第3節 附則の2. の社内組織改正について、2022年7月1日より施行しますのでご連絡いたします。

以上

添付資料

1. 高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表（抜粋）
2. 大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表（抜粋）

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

| 現 行 | 修 正 案 | 理 由 |
|--|--|-----|
| <p data-bbox="331 491 770 580">高浜発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="443 1059 689 1145"><u>2021年8月</u> 関西電力株式会社</p> | <p data-bbox="1232 491 1671 580">高浜発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1344 1059 1590 1145"><u>2022年6月</u> 関西電力株式会社</p> | |

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

| 現 行 | 修 正 案 | 理 由 |
|---|--|---|
| <p>(連絡) 経路により報告) するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。</p> <p>2. 退避誘導および発電所内入域制限</p> <p>(1) 発電所対策本部総務班長、広報班長および保修班長は、発電所内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者および来訪者等(以下「発電所退避者」という。)を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務にあたらせる。</p> <p>(2) 発電所対策本部総務班長は、発電所退避者に対して所内放送装置または運転指令装置等により指定する集合・退避場所へ退避することおよびその際の防護措置を周知する。</p> <p>(3) 発電所対策本部長は、必要と認めたときは発電所退避者を発電所外に退避させるよう指示する。また、この際、発電所対策本部総務班長は、退避誘導員に発電所外への発電所退避者の氏名を記録するよう指示する。</p> <p>なお、発電所退避者を発電所外に退避させる場合には、発電所対策本部総務班長はその旨を直ちに所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官および各関係機関に連絡する。</p> <p>(4) 発電所対策本部安全管理班長は、原子力防災体制発令中においては、発電所内への入域を制限する。また、発電所対策本部総務班長は、発電所内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。</p> <p>3. 放出放射能量の推定</p> <p>(1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内および発電所敷地周辺の放射線ならびに放射能の測定(以下「発電所緊急時モニタリング」という。)を行う。</p> <p>(2) 発電所対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部へ放出された放射性物質の量の評価を行う。</p> <p>4. 消火活動</p> <p>発電所対策本部総務班長、発電班長および保修班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期の消火活動を行うとともに消防署に火災の現場状況等を速やかに連絡する。</p> <p>5. 原子力災害医療</p> <p>(1) 発電所対策本部総務班長、放射線管理班長および保修班長は、負傷した者、放射線による障害が発生した者またはそのおそれのある者(以下「負傷者等」という。)がいる場合は、負傷者等を可能な限り放射線による影響の少ない場所に速やかに救出し、必要に応じ別図2-5-16に定める緊急医療処置室に搬送する。</p> <p><u>(2) 発電所対策本部総務班長および放射線管理班長は、前号により搬送した負傷者等に</u>応急処置および除染等の措置を講じる。また、発電所対策本部総務班長は、医療機関への移送および治療の依頼の措置を講じる。この際、移送先の医療機関については、</p> | <p>(連絡) 経路により報告) するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。</p> <p>2. 退避誘導および発電所内入域制限</p> <p>(1) 発電所対策本部総務班長、広報班長および保修班長は、発電所内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者および来訪者等(以下「発電所退避者」という。)を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務にあたらせる。</p> <p>(2) 発電所対策本部総務班長は、発電所退避者に対して所内放送装置または運転指令装置等により指定する集合・退避場所へ退避することおよびその際の防護措置を周知する。</p> <p>(3) 発電所対策本部長は、必要と認めたときは発電所退避者を発電所外に退避させるよう指示する。また、この際、発電所対策本部総務班長は、退避誘導員に発電所外への発電所退避者の氏名を記録するよう指示する。</p> <p>なお、発電所退避者を発電所外に退避させる場合には、発電所対策本部総務班長はその旨を直ちに所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官および各関係機関に連絡する。</p> <p>(4) 発電所対策本部安全管理班長は、原子力防災体制発令中においては、発電所内への入域を制限する。また、発電所対策本部総務班長は、発電所内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。</p> <p>3. 放出放射能量の推定</p> <p>(1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内および発電所敷地周辺の放射線ならびに放射能の測定(以下「発電所緊急時モニタリング」という。)を行う。</p> <p>(2) 発電所対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部へ放出された放射性物質の量の評価を行う。</p> <p>4. 消火活動</p> <p>発電所対策本部発電班長および保修班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期の消火活動を行うとともに消防署に火災の現場状況等を速やかに連絡する。</p> <p>5. 原子力災害医療</p> <p>(1) 発電所対策本部総務班長、放射線管理班長および保修班長は、負傷した者、放射線による障害が発生した者またはそのおそれのある者(以下「負傷者等」という。)がいる場合は、負傷者等を可能な限り放射線による影響の少ない場所に速やかに救出し、必要に応じ別図2-5-16に定める緊急医療処置室に搬送する。</p> <p><u>(2) 本店対策本部共通班長(保健担当)は、公益財団法人原子力安全研究協会の協力を得て医師派遣等の体制を構築し、発電所内で発生した負傷者等に対する医療活動を実施する。</u></p> | <p>社内組織改正に伴う見直し</p> <p>記載の適正化(原子力災害医療に関する関係機関等との連携の反映)</p> <p>記載の適正化(記載内容追加に伴う項番号の変更)</p> |

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

| 現 行 | 修 正 案 | 理 由 |
|---|---|--|
| <p>福井県の指示を受ける。</p> <p><u>(3) 発電所対策本部総務班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。</u> <u>なお、随行者は、搬送機関および医療機関に必要な情報を伝達するとともに、負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果を発電所対策本部総務班長に連絡する。連絡を受けた発電所対策本部総務班長は、その旨を福井県に報告する。</u></p> <p><u>(4) 発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部の要員に対し心身の健康管理に関わる適切な措置を講じる。</u></p> <p>6. 二次災害防止に関する措置 発電所対策本部総務班長は、医療機関への移送、治療や消防機関に消火活動を依頼するときおよび救急隊、消防隊等が到着したときに、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害防止のために必要な情報を伝達するなどの措置を講じる。</p> <p>7. 汚染拡大の防止および防護措置 <u>(1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内での不要な被ばくを防止するため、立入りを禁止する区域を標識により明示するほか、必要に応じ所内放送装置または運転指令装置等により周知する。また、応急対策を実施する場所において放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止および放射性物質の除去に努める。</u> <u>(2) 発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用および線量計の携帯等の防護措置を講じる。</u> <u>なお、発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表3-2-26に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。</u></p> <p>8. 線量評価 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所退避者および緊急事態応急対策等の活動を行う発電所対策本部の要員の線量評価を行う。</p> <p>9. 要員の派遣、資機材の貸与 発電所対策本部長は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、本店対策本部長の協力を得て、別表3-2-27に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。</p> | <p><u>(3) 発電所対策本部総務班長および放射線管理班長は、前号により搬送した負傷者等に応急処置および除染等の措置を講じる。また、発電所対策本部総務班長は、医療機関への移送および治療の依頼の措置を講じる。この際、移送先の医療機関については、福井県の指示を受ける。</u></p> <p><u>(4) 発電所対策本部総務班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。</u> <u>なお、随行者は、搬送機関および医療機関に必要な情報を伝達するとともに、負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果を発電所対策本部総務班長に連絡する。連絡を受けた発電所対策本部総務班長は、その旨を福井県に報告する。</u></p> <p><u>(5) 発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部の要員に対し心身の健康管理に関わる適切な措置を講じる。</u></p> <p>6. 二次災害防止に関する措置 発電所対策本部総務班長は、医療機関への移送、治療を依頼するときおよび救急隊が到着したときに、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害防止のために必要な情報を伝達するなどの措置を講じる。 <u>発電所対策本部保修班長は、消防機関に消火活動を依頼するときおよび消防隊が到着したときに、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害防止のために必要な情報を伝達するなどの措置を講じる。</u></p> <p>7. 汚染拡大の防止および防護措置 <u>(1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内での不要な被ばくを防止するため、立入りを禁止する区域を標識により明示するほか、必要に応じ所内放送装置または運転指令装置等により周知する。また、応急対策を実施する場所において放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止および放射性物質の除去に努める。</u> <u>(2) 発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用および線量計の携帯等の防護措置を講じる。</u> <u>なお、発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表3-2-26に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。</u></p> <p>8. 線量評価 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所退避者および緊急事態応急対策等の活動を行う発電所対策本部の要員の線量評価を行う。</p> <p>9. 要員の派遣、資機材の貸与 発電所対策本部長は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公</p> | <p>記載の適正化（記載内容追加に伴う項番号の変更）（以下、同じ。）</p> <p>社内組織改正に伴う見直し</p> |

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

| 現 行 | 修 正 案 | 理 由 |
|--|---|---------------------|
| <p style="text-align: center;">第 5 章 その他</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表 5-1-3 1 に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力</p> <p>(3) 上記 (1) および (2) による協力を円滑に進めるための別図 5-1-1 9 に定める発電所支援会議の設置</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表 5-2-3 2 に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 附則</p> <p>1. 本計画のうち、1, 2号機の〔<u>特重発電機</u> および〔<u>特重フィルタベント</u>〕に係る事項については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日から適用する。</p> <p>2. 本計画のうち、1, 2号機の蓄電池（3系統目）に係る事項については、蓄電池（3系統目）の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認終了日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">30</p> | <p style="text-align: center;">第 5 章 その他</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表 5-1-3 1 に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力</p> <p>(3) 上記 (1) および (2) による協力を円滑に進めるための別図 5-1-1 9 に定める発電所支援会議の設置</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表 5-2-3 2 に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 附則</p> <p>1. 本計画のうち、1, 2号機の〔<u>特重発電機</u>〕、〔<u>特重フィルタベント</u>〕<u>および特重施設</u>に係る事項については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日から適用する。</p> <p>2. 本計画のうち、<u>発電所原子力防災組織の職務に係る事項については、組織改正に係る保安規定施行日から適用することとし、それまでの間は以下のとおり読み替える。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第 3 章第 2 節 4. 消火活動のうち、「発電所対策本部発電班長および保修班長」は、「発電所対策本部総務班長、発電班長および保修班長」と読み替える。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第 3 章第 2 節 6. 二次災害防止に関する措置のうち、「発電所対策本部保修班長」は、「発電所対策本部総務班長」と読み替える。</u></p> <p style="text-align: center;">30</p> | <p>附則の修正（以下、同じ）</p> |

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

別図 2-1-1-1 発電所原子力防災組織
(発電所警戒本部および発電所原子力緊急時対策本部組織)

| 職 | 主 任 員 数 | 入 数 |
|--------|---|------------------|
| 総務班 | 1. 警戒本部の発生、通告、指示の調整 2. 連絡・通信手段の確保 3. 原子力災害発生情報の収集 4. 緊急時活動用資機材の調達・輸送 5. 緊急時活動用資機材等の運搬・運搬管理 6. 消火活動 7. 他への要請など 8. 他への要請など | 12 |
| 広報班 | 1. 報道関係対応 2. 見学者の迎送調整 3. 広報活動 | 5 |
| 情報班 | 1. 警戒本部本部内情報の整理・収集・記録 2. 状況把握 3. 関係者からの連絡調整 4. 広域関係機関との連絡調整 5. 広域関係機関との連絡調整 6. 他への要請など | 8 |
| 安全管理班 | 1. 事故状況の把握、評価 2. 発電所内の警戒、立入制限 3. 防護施設の運用 | 10 |
| 放射線管理班 | 1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、監視 2. 検ばく管理、汚染除去、拡大防止 3. 放射線計測器の点検・校正 4. 放射線計測器の点検・校正 | 12 |
| 発電班 | 1. 事故状況の把握、評価 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電機設備の保安維持 | 37 ^{*1} |
| 廃修班 | 1. 事故状況の把握、評価 2. 事故拡大防止のための措置 3. 見学者、関係会社員等の退避・避難管理 4. 汚染物の処理 5. 消火活動 | 71 |
| 階命班 | 1. 不測の事態への対応 | — |

発電所原子力防災組織には、別表 3-2-2 発電所原子力防災組織業務の一部を委託するものを含む。
 * 1：原子力防災緊急時対策本部で発生した事故が毎時発生した場合は、発生した時点で発生した事故に要すると判断した場合、以下対応を行う。
 * 2：警戒本部長または本部副部長から発生した事故発生を指示する必要がある場合は、発生した時点で発生した事故に要すると判断した場合、以下対応を行う。
 * 3：警戒本部副部長が責任を負う業務は、発生した時点で発生した事故発生を指示する必要がある場合は、発生した時点で発生した事故に要すると判断した場合、以下対応を行う。
 * 4：別途定めるところにより活動を行う要員を含む。

別図 2-1-1-1 発電所原子力防災組織
(発電所警戒本部および発電所原子力緊急時対策本部の組織)

| 職 | 主 任 員 数 | 入 数 |
|--------|---|------------------|
| 総務班 | 1. 警戒本部の発生、通告、指示の調整 2. 連絡・通信手段の確保 3. 原子力災害発生情報の収集 4. 緊急時活動用資機材の調達・輸送 5. 緊急時活動用資機材等の運搬・運搬管理 6. 消火活動 7. 他への要請など 8. 他への要請など | 12 |
| 広報班 | 1. 報道関係対応 2. 見学者の迎送調整 3. 広報活動 (緊急時対策本部を含む) | 5 |
| 情報班 | 1. 社内情報本部との情報受領・伝達 2. 状況把握 3. 関係者からの連絡調整 4. 広域関係機関との連絡調整 5. 広域関係機関との連絡調整 6. 他への要請など | 8 |
| 安全管理班 | 1. 事故状況の把握、評価 2. 発電所内の警戒、立入制限 3. 防護施設の運用 | 10 |
| 放射線管理班 | 1. 発電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 検ばく管理、汚染除去、拡大防止 3. 放射線計測器の点検・校正 4. 放射線計測器の点検・校正 | 12 |
| 発電班 | 1. 事故状況の把握、評価 2. 事故拡大防止のための措置 3. 発電機設備の保安維持 | 37 ^{*1} |
| 廃修班 | 1. 事故状況の把握、評価 2. 事故拡大防止のための措置 3. 見学者、関係会社員等の退避・避難管理 4. 汚染物の処理 5. 消火活動 | 71 |
| 階命班 | 1. 不測の事態への対応 | — |

発電所原子力防災組織には、別表 3-2-2 発電所原子力防災組織業務の一部を委託するものを含む。
 * 1：原子力防災緊急時対策本部で発生した事故が毎時発生した場合は、発生した時点で発生した事故に要すると判断した場合、以下の対応を行う。
 * 2：警戒本部長または本部副部長から発生した事故発生を指示する必要がある場合は、発生した時点で発生した事故に要すると判断した場合、以下の対応を行う。
 * 3：警戒本部副部長が責任を負う業務は、発生した時点で発生した事故発生を指示する必要がある場合は、発生した時点で発生した事故に要すると判断した場合、以下の対応を行う。
 * 4：別途定めるところにより活動を行う要員を含む。

現 行

修 正 案

理 由

記載の適正化 (誤記修正)

記載の適正化 (原子力災害対策指針との整合)

大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

| 現 行 | 修 正 案 | 理 由 |
|--|--|-----|
| <p data-bbox="344 469 784 560">大飯発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="443 1091 687 1177"><u>2021年8月</u> 関西電力株式会社</p> | <p data-bbox="1245 469 1684 560">大飯発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1344 1091 1588 1177"><u>2022年6月</u> 関西電力株式会社</p> | |

大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

| 現 行 | 修 正 案 | 理 由 |
|---|--|---|
| <p>る。</p> <p>(3) 発電所対策本部長は、必要と認めたときは発電所退避者を発電所外に退避させるよう指示する。また、この際、発電所対策本部長は、退避誘導員に発電所外への発電所退避者の氏名を記録するよう指示する。</p> <p>なお、発電所退避者を発電所外に退避させる場合には、発電所対策本部長はその旨を直ちに所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官および各関係機関に連絡する。</p> <p>(4) 発電所対策本部安全管理班長は、原子力防災体制発令中においては、発電所内への入域を制限する。また、発電所対策本部長は、発電所内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。</p> <p>3. 放出放射線の推定</p> <p>(1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内および発電所敷地周辺の放射線ならびに放射能の測定（以下「発電所緊急時モニタリング」という。）を行う。</p> <p>(2) 発電所対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部へ放出された放射性物質の量の評価を行う。</p> <p>4. 消火活動</p> <p>発電所対策本部総務班長、発電班長および保修班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期の消火活動を行うとともに消防署に火災の現場状況等を速やかに連絡する。</p> <p>5. 原子力災害医療</p> <p>(1) 発電所対策本部総務班長、放射線管理班長および保修班長は、負傷した者、放射線による障害が発生した者またはそのおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を可能な限り放射線による影響の少ない場所に速やかに救出し、必要に応じて別図2-5-16に定める緊急医療処置室に搬送する。</p> <p>(2) 発電所対策本部総務班長および放射線管理班長は、前号により搬送した負傷者等に応急処置および除染等の措置を講じる。また、発電所対策本部長は、医療機関への移送および治療の依頼の措置を講じる。この際、移送先の医療機関については、福井県の指示を受ける。</p> <p>(3) 発電所対策本部総務班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。</p> <p>なお、随行者は、搬送機関および医療機関に必要な情報を伝達するとともに、負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果を発電所対策本部長に連絡する。連絡を受けた発電所対策本部長は、その旨を福井県に報告する。</p> <p>(4) 発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部長の要員に対し心身の健康管理に関わる</p> | <p>る。</p> <p>(3) 発電所対策本部長は、必要と認めたときは発電所退避者を発電所外に退避させるよう指示する。また、この際、発電所対策本部長は、退避誘導員に発電所外への発電所退避者の氏名を記録するよう指示する。</p> <p>なお、発電所退避者を発電所外に退避させる場合には、発電所対策本部長はその旨を直ちに所在都道府県知事、所在市町村長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官および各関係機関に連絡する。</p> <p>(4) 発電所対策本部安全管理班長は、原子力防災体制発令中においては、発電所内への入域を制限する。また、発電所対策本部長は、発電所内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。</p> <p>3. 放出放射線の推定</p> <p>(1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内および発電所敷地周辺の放射線ならびに放射能の測定（以下「発電所緊急時モニタリング」という。）を行う。</p> <p>(2) 発電所対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部へ放出された放射性物質の量の評価を行う。</p> <p>4. 消火活動</p> <p>発電所対策本部発電班長および保修班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期の消火活動を行うとともに消防署に火災の現場状況等を速やかに連絡する。</p> <p>5. 原子力災害医療</p> <p>(1) 発電所対策本部総務班長、放射線管理班長および保修班長は、負傷した者、放射線による障害が発生した者またはそのおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を可能な限り放射線による影響の少ない場所に速やかに救出し、必要に応じて別図2-5-16に定める緊急医療処置室に搬送する。</p> <p>(2) 本店対策本部共通班長（保健担当）は、公益財団法人原子力安全研究協会の協力を得て医師派遣等の体制を構築し、発電所内で発生した負傷者等に対する医療活動を実施する。</p> <p>(3) 発電所対策本部総務班長および放射線管理班長は、前号により搬送した負傷者等に応急処置および除染等の措置を講じる。また、発電所対策本部長は、医療機関への移送および治療の依頼の措置を講じる。この際、移送先の医療機関については、福井県の指示を受ける。</p> <p>(4) 発電所対策本部総務班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。</p> <p>なお、随行者は、搬送機関および医療機関に必要な情報を伝達するとともに、負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、そ</p> | <p>社内組織改正に伴う見直し</p> <p>記載の適正化（原子力災害医療に関する関係機関等との連絡の反映）</p> <p>記載の適正化（記載内容追加に伴う項番号の変更）（以下、同じ。）</p> <p>記載の適正化に伴い次ページへ移動</p> |

大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

| 現 行 | 修 正 案 | 理 由 |
|---|--|---|
| <p>適切な措置を講じる。</p> <p>6. 二次災害防止に関する措置 発電所対策本部総務班長は、医療機関への移送、治療や消防機関に消火活動を依頼するときおよび救急隊、<u>消防隊等</u>が到着したときに、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害防止のために必要な情報を伝達するなどの措置を講じる。</p> <p>7. 汚染拡大の防止および防護措置 (1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内での不要な被ばくを防止するため、立入りを禁止する区域を標識により明示するほか、必要に応じ所内放送装置または運転指令装置等により周知する。また、応急対策を実施する場所において放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止および放射性物質の除去に努める。 (2) 発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用および線量計の携帯等の防護措置を講じる。 なお、発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表3-2-26に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。</p> <p>8. 線量評価 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所退避者および緊急事態応急対策等の活動を行う発電所対策本部の要員の線量評価を行う。</p> <p>9. 要員の派遣、資機材の貸与 発電所対策本部長は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、本店対策本部長の協力を得て、別表3-2-27に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。</p> <p>10. 大飯地域の緊急時対応（平成29年10月27日 原子力防災会議にて了承） 本店対策本部長は、地方公共団体からの要請に応じ、次に掲げる事項等を実施する。 (1) 施設敷地緊急事態要避難者等の退避または避難で輸送手段として使用する福祉車両、バス、船舶およびヘリコプターの提供。 (2) 避難退域時検査および除染に係る要員の派遣、資機材の提供ならびに本活動で発生する汚染水の処理。</p> <p>11. 広報活動 (1) 本店対策本部共通班長（広報担当）は、原子力防災センターにおける運営が開始され</p> | <p>の結果を発電所対策本部総務班長に連絡する。連絡を受けた発電所対策本部総務班長は、その旨を福井県に報告する。 (5) 発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部の要員に対し心身の健康管理に関わる適切な措置を講じる。</p> <p>6. 二次災害防止に関する措置 発電所対策本部総務班長は、医療機関への移送、治療を依頼するときおよび救急隊が到着したときに、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害防止のために必要な情報を伝達するなどの措置を講じる。 <u>発電所対策本部保修班長は、消防機関に消火活動を依頼するときおよび消防隊が到着したときに、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害防止のために必要な情報を伝達するなどの措置を講じる。</u></p> <p>7. 汚染拡大の防止および防護措置 (1) 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内での不要な被ばくを防止するため、立入りを禁止する区域を標識により明示するほか、必要に応じ所内放送装置または運転指令装置等により周知する。また、応急対策を実施する場所において放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止および放射性物質の除去に努める。 (2) 発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用および線量計の携帯等の防護措置を講じる。 なお、発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表3-2-26に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。</p> <p>8. 線量評価 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所退避者および緊急事態応急対策等の活動を行う発電所対策本部の要員の線量評価を行う。</p> <p>9. 要員の派遣、資機材の貸与 発電所対策本部長は、指定行政機関の長および指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する発電所外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、本店対策本部長の協力を得て、別表3-2-27に定める要員の派遣、資機材の貸与その他発電所内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。</p> <p>10. 大飯地域の緊急時対応（平成29年10月27日 原子力防災会議にて了承） 本店対策本部長は、地方公共団体からの要請に応じ、次に掲げる事項等を実施する。 (1) 施設敷地緊急事態要避難者等の退避または避難で輸送手段として使用する福祉車両、</p> | <p>記載の適正化に伴い前ページから移動</p> <p>記載の適正化（記載内容追加に伴う項番号の変更）</p> <p>社内組織改正に伴う見直し</p> <p>記載の適正化に伴い次ページへ移動</p> |

大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

| 現 行 | 修 正 案 | 理 由 |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-1-3 1に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力</p> <p>(3) 上記(1)および(2)による協力を円滑に進めるための別図5-1-1 9に定める発電所支援会議の設置</p> <p style="text-align: center;">第2節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-2-3 2に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p style="text-align: center;">第3節 附則</p> <p>1. <u>本計画のうち、社内組織改正に伴う変更については、大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（2021年4月1日申請、関原発第5号）における原子力規制委員会の認可を受けた日以降の原子炉施設保安規定の適用日から適用する。</u></p> <p>2. 本計画のうち、3、4号機の〔特重発電機〕および〔特重フィルタベント〕に係る事項については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認終了日から適用する。</p> <p>3. 本計画のうち、3、4号機の蓄電池（3系統目）に係る事項については、蓄電池（3系統目）の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認終了日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">29</p> | <p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-1-3 1に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力</p> <p>(3) 上記(1)および(2)による協力を円滑に進めるための別図5-1-1 9に定める発電所支援会議の設置</p> <p style="text-align: center;">第2節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-2-3 2に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p style="text-align: center;">第3節 附則</p> <p>1. 本計画のうち、3、4号機の〔特重発電機〕、〔特重フィルタベント〕および特重施設に係る事項については、特定重大事故等対処設備に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日から適用する。</p> <p>2. 本計画のうち、<u>発電所原子力防災組織の職務に係る事項については、組織改正に係る保安規定施行日から適用することとし、それまでの間は以下のとおり読み替える。</u> <u>第3章第2節 4. 消火活動のうち、「発電所対策本部発電班長および保修班長」は、「発電所対策本部総務班長、発電班長および保修班長」と読み替える。</u> <u>第3章第2節 6. 二次災害防止に関する措置のうち、「発電所対策本部保修班長」は、「発電所対策本部総務班長」と読み替える。</u></p> <p>3. 本計画のうち、3、4号機の蓄電池（3系統目）に係る事項については、蓄電池（3系統</p> <p style="text-align: center;">29</p> | <p style="text-align: center;">附則の修正</p> <p style="text-align: center;">附則の修正に伴い次ページへ移動</p> |

大飯発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行

修 正 案

理 由

別図2-1-1 発電所原子力防災組織 (発電所警戒本部および発電所原子力緊急時対策本部の組織)

| 班 | | 警 戒 体 制 | 原 子 力 防 災 体 制 | 人 数 ^注 |
|--------|--|--|--|------------------|
| 総務班 | 1. 警戒本部の設置、運営、報告の伝達 2. 要員の編成、輸送手段確保 3. 警戒本部の維持・管理 4. 警戒本部の維持・管理 5. 警戒本部の維持・管理 6. 見守り、協力会社等との連携・連携調整 7. 他班に属さない業務事項 | 1. 警戒本部の設置、運営、報告の伝達 2. 要員の編成、輸送手段確保 3. 警戒本部の維持・管理 4. 警戒本部の維持・管理 5. 警戒本部の維持・管理 6. 見守り、協力会社等との連携・連携調整 7. 他班に属さない業務事項 | 1. 警戒本部の設置、運営、報告の伝達 2. 要員の編成、輸送手段確保 3. 警戒本部の維持・管理 4. 警戒本部の維持・管理 5. 警戒本部の維持・管理 6. 見守り、協力会社等との連携・連携調整 7. 他班に属さない業務事項 | 6 |
| 広報班 | 1. 報道関係対応 2. 見守りの実施調整 3. 広報活動 | 1. 報道関係対応 2. 見守りの実施調整 3. 広報活動 | 1. 報道関係対応 2. 見守りの実施調整 3. 広報活動 | 4 |
| 情報班 | 1. 社内警戒本部との情報交換・伝達 2. 警戒本部本部内情報の整理・収集、記録・伝達 3. 警戒本部本部内情報の整理・収集、記録・伝達 4. 社内関係機関への連絡調整および伝達 5. 他班に属さない業務事項 | 1. 社内警戒本部との情報交換・伝達 2. 警戒本部本部内情報の整理・収集、記録・伝達 3. 警戒本部本部内情報の整理・収集、記録・伝達 4. 社内関係機関への連絡調整および伝達 5. 他班に属さない業務事項 | 1. 社内警戒本部との情報交換・伝達 2. 警戒本部本部内情報の整理・収集、記録・伝達 3. 警戒本部本部内情報の整理・収集、記録・伝達 4. 社内関係機関への連絡調整および伝達 5. 他班に属さない業務事項 | 4 |
| 安全管理班 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 設備稼働の運用 3. 設備稼働の運用 4. 設備稼働の運用 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 設備稼働の運用 3. 設備稼働の運用 4. 設備稼働の運用 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 設備稼働の運用 3. 設備稼働の運用 4. 設備稼働の運用 | 8 |
| 放射線管理班 | 1. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 2. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 3. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 4. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 | 1. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 2. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 3. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 4. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 | 1. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 2. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 3. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 4. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 | 6 |
| 発電班 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 事故対応の把握・評価 3. 事故対応の把握・評価 4. 事故対応の把握・評価 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 事故対応の把握・評価 3. 事故対応の把握・評価 4. 事故対応の把握・評価 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 事故対応の把握・評価 3. 事故対応の把握・評価 4. 事故対応の把握・評価 | 20 |
| 廃炉班 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 事故対応の把握・評価 3. 事故対応の把握・評価 4. 事故対応の把握・評価 5. 事故対応の把握・評価 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 事故対応の把握・評価 3. 事故対応の把握・評価 4. 事故対応の把握・評価 5. 事故対応の把握・評価 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 事故対応の把握・評価 3. 事故対応の把握・評価 4. 事故対応の把握・評価 5. 事故対応の把握・評価 | 34 |
| 特別班 | 1. 不測の事態への対応 | 1. 不測の事態への対応 | 1. 不測の事態への対応 | — |

*1：原子力防災組織には、「別添3-2-2-8 原子力防災組織業務の一部を委託するもの」を含む。
 *2：警戒本部長または本班班長から別班ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたる。
 *3：警戒本部等緊急時において機動的に配置する人数を示す。
 *4：本図は、警戒本部等緊急時において機動的に配置する人数を示す。
 *5：警戒本部等緊急時において機動的に配置する人数を示す。

別図2-1-1 発電所原子力防災組織 (発電所警戒本部および発電所原子力緊急時対策本部の組織)

| 班 | | 警 戒 体 制 | 原 子 力 防 災 体 制 | 人 数 ^注 |
|--------|--|--|--|------------------|
| 総務班 | 1. 警戒本部の設置、運営、報告の伝達 2. 要員の編成、輸送手段確保 3. 警戒本部の維持・管理 4. 警戒本部の維持・管理 5. 警戒本部の維持・管理 6. 見守り、協力会社等との連携・連携調整 7. 他班に属さない業務事項 | 1. 警戒本部の設置、運営、報告の伝達 2. 要員の編成、輸送手段確保 3. 警戒本部の維持・管理 4. 警戒本部の維持・管理 5. 警戒本部の維持・管理 6. 見守り、協力会社等との連携・連携調整 7. 他班に属さない業務事項 | 1. 警戒本部の設置、運営、報告の伝達 2. 要員の編成、輸送手段確保 3. 警戒本部の維持・管理 4. 警戒本部の維持・管理 5. 警戒本部の維持・管理 6. 見守り、協力会社等との連携・連携調整 7. 他班に属さない業務事項 | 6 |
| 広報班 | 1. 報道関係対応 2. 見守りの実施調整 3. 広報活動 | 1. 報道関係対応 2. 見守りの実施調整 3. 広報活動 | 1. 報道関係対応 2. 見守りの実施調整 3. 広報活動 | 4 |
| 情報班 | 1. 社内警戒本部との情報交換・伝達 2. 警戒本部本部内情報の整理・収集、記録・伝達 3. 警戒本部本部内情報の整理・収集、記録・伝達 4. 社内関係機関への連絡調整および伝達 5. 他班に属さない業務事項 | 1. 社内警戒本部との情報交換・伝達 2. 警戒本部本部内情報の整理・収集、記録・伝達 3. 警戒本部本部内情報の整理・収集、記録・伝達 4. 社内関係機関への連絡調整および伝達 5. 他班に属さない業務事項 | 1. 社内警戒本部との情報交換・伝達 2. 警戒本部本部内情報の整理・収集、記録・伝達 3. 警戒本部本部内情報の整理・収集、記録・伝達 4. 社内関係機関への連絡調整および伝達 5. 他班に属さない業務事項 | 4 |
| 安全管理班 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 設備稼働の運用 3. 設備稼働の運用 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 設備稼働の運用 3. 設備稼働の運用 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 設備稼働の運用 3. 設備稼働の運用 | 8 |
| 放射線管理班 | 1. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 2. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 3. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 4. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 | 1. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 2. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 3. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 4. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 | 1. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 2. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 3. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 4. 放射線内野の放射線、放射線の測定、状況把握 | 6 |
| 発電班 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 事故対応の把握・評価 3. 事故対応の把握・評価 4. 事故対応の把握・評価 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 事故対応の把握・評価 3. 事故対応の把握・評価 4. 事故対応の把握・評価 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 事故対応の把握・評価 3. 事故対応の把握・評価 4. 事故対応の把握・評価 | 20 |
| 廃炉班 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 事故対応の把握・評価 3. 事故対応の把握・評価 4. 事故対応の把握・評価 5. 事故対応の把握・評価 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 事故対応の把握・評価 3. 事故対応の把握・評価 4. 事故対応の把握・評価 5. 事故対応の把握・評価 | 1. 事故対応の把握・評価 2. 事故対応の把握・評価 3. 事故対応の把握・評価 4. 事故対応の把握・評価 5. 事故対応の把握・評価 | 34 |
| 特別班 | 1. 不測の事態への対応 | 1. 不測の事態への対応 | 1. 不測の事態への対応 | — |

*1：原子力防災組織には、「別添3-2-2-8 原子力防災組織業務の一部を委託するもの」を含む。
 *2：警戒本部長または本班班長から別班ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたる。
 *3：警戒本部等緊急時において機動的に配置する人数を示す。
 *4：本図は、警戒本部等緊急時において機動的に配置する人数を示す。
 *5：警戒本部等緊急時において機動的に配置する人数を示す。

記載の適正化 (原子力災害対策指針との整合) (以下、同じ。)

